

# 一般社団法人日本脳卒中の外科学会

## 会費細則

### (目的)

第1条 この細則は、社団法人日本脳卒中の外科学会（以下、「この法人」という。）の定款第8条規定に基づき、この法人の会員の会費に関し必要な事項を定める。

### (会費)

第2条 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 年10,000円
- (2) 準会員 年10,000円

### (納入)

第3条 年会費は、年度内に一括納入する。

### (納入の猶予)

第4条 正会員は、長期療養、海外留学等、やむを得ない事情があるときは、2年を限度として会費の納入猶予を申請することができる。

- 2 会費納入の猶予を希望するものは、所定の会費納入猶予申請書を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、会費納入猶予申請書を受理したときは、理事会に諮り、その可否を決定し、申請者に通知しなければならない。
- 4 会費納入猶予の承認を受けた者は、その猶予期間終了後直ちに猶予期間中の会費を一括納入しなければならない。
- 5 会費納入猶予者は、その期間中の選挙権、被選挙権、役員、代議員及び委員会委員となる資格を停止する。

### (免除)

第5条 名誉会員の会費納入は免除することができる。

- 2 会費納入を免除された名誉会員は代議員選挙権を有しない。

(細則の変更)

第6条 この細則は、理事会の議を経、総会の承認を受けなければ、変更することができない。

附 則

1 この細則は、この法人の成立の日から施行する。

# 一般社団法人日本脳卒中の外科学会

## 代議員選出細則

(目的)

第1条 この細則は、社団法人日本脳卒中の外科学会（以下「この法人」という）の定款第13条に基づく代議員選出に関し必要な事項を定める。

(選出方法)

第2条 代議員の選出は郵送法による選挙で行う。

(選挙人)

第3条 選挙人は選挙が行われる年の1月1日時点で1年以上の会員歴を有し、年会費を納入している正会員および名誉会員とする。

(被選挙人の資格)

第4条 被選挙人の資格は以下のすべてを満たすものとする。被選挙人の資格を有し被選挙人として立候補しようとする者は、所定の書類を記載し選挙管理委員会に申請することとする。

- (1) 選挙が行われる年の1月1日時点で1年以上の会員歴を有する。
- (2) 選挙が行われる年の1月1日時点で65歳未満である。
- (3) 日本脳神経外科学会専門医である。
- (4) 脳卒中関連論文を最近10年間に5編以上有する（共著者も可）。うち少なくとも1編は「脳卒中の外科」に掲載されていること。
- (5) 本学会年次総会において最近5年間に3演題以上の発表がある（共同演者も可）。
- (6) 日本脳神経外科学会の定める研修プログラム基幹施設責任者がそのプログラムに所属する医師のなかから、脳卒中の外科における豊富な経験を有し指導的役割を果たしているものとして推薦するもの（若干名、自薦も可）。

(選挙管理)

第5条 選挙は、この法人の事務所に設置された選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員は3名とし、理事の中から互選によって選出する。

- 2 選挙管理委員会は選挙人名簿に誤りがないことを確認する。
- 3 選挙管理委員会は被選挙人立候補を受け付け、資格審査後、被選挙人名簿を作成する。

(選挙の公示および選挙人名補)

第6条 選挙に関する公示は、選挙の行われる年の10月1日までに行わなければならない。選挙管理委員会は代議員選挙に関する選挙人有権者名簿および被選挙人有権者名簿を10月1日までに学会ホームページに掲載する。

- 2 選挙人および被選挙人はそれぞれの有権者名簿に誤記があると認めるときは、公示から一カ月以内に委員会に異議の申し立てをすることができる。委員会が異議の申し立てを認めるときは、有権者名簿の訂正を行い、これを会員に公示しなければならない。

(被選挙人資格審査委員会の設置)

第7条 理事会は理事の中から選任し被選挙人資格審査委員会(3～6名)を設置する。

(選挙の時期)

第8条 選挙は、現任代議員の任期終了日の2ヶ月前までに実施しなければならない。

(投票)

第9条 投票は、1名を選び、無記名で行う。

(投票用紙の管理)

第10条 事務局は、投票期間中に郵送された投票用紙を受取り、開票日までに厳重に保管しなければならない。

(開票)

第11条 開票は、選挙管理委員が定めた日に、監事の立会いのもとで、選挙管理委員会が行い、事務局長が補佐する。

(当選者)

- 第12条 この選挙の代議員当選者は、得票数の多いものから順に定数に達するまでの者とする。
- 2 定数に達する順位の者が複数のときは、年長者から当選者とする。生年月日が同日の場合は、選挙管理委員会委員長が抽選により決定する。
  - 3 代議員定数に不足が生じたときは、当選者をくり上げる。
  - 4 全国を以下の7地区に分けて、それぞれの地区における最多得票者を地区代表代議員とする。被選挙人の所属選挙区は、選挙が行われる年の1月1日現在の正会員台帳に記載の学会誌送付先によって定める。

北海道地区／北海道

東北地区／青森県 岩手県 秋田県 山形県 宮城県 福島県 新潟県

関東地区／群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県  
山梨県

中部地区／静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 長野県 富山県 石川県  
福井県

近畿地区／滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県

中国・四国地区／鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 香川県  
徳島県 愛媛県 高知県

九州地区／福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県  
沖縄県

(当選者の公示)

第13条 選挙管理委員会委員長は、この選挙の結果を得票数とともに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、選挙結果を選挙人に公示しなければならない。

(細則の変更)

第14条 この細則は、理事会の議を経、総会の承認を受けなければ、変更することができない。

附 則

1 この細則は、この法人の成立の日から施行する。

## 一般社団法人日本脳卒中の外科学会

### 役員選任に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、社団法人日本脳卒中の外科学会（以下「この法人」という）の定款第27条に基づく役員選出に関し必要な事項を定める。

(選出方法)

第2条 理事長は、理事及び監事候補を社員総会に提示し、その決議によって選任する。

2 理事長は以下のものを理事候補とする。理事候補は代議員であることとする。ただし、特に必要と認める場合には、代議員以外の者から選任することができる。

(1) 地区代表代議員 計7名

(2) 役職理事候補：その年度の会長および前期会長 計2名

(3) 理事長推薦理事候補 計3名

3 理事長は、代議員の中から監事候補を選任する。ただし、特に必要と認める場合には、代議員以外の者から選任することができる。

附 則

1 この細則は、この法人の成立の日から施行する。

# 一般社団法人日本脳卒中の外科学会

## 委員会設置に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、社団法人日本脳卒中の外科学会（以下、「この法人」という。）の定款第42条規定に基づき、この法人の委員会に関し必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 会務を円滑に実施するため、委員会を設置する。

### (種類)

第3条 委員会は常置委員会と臨時委員会に区分する。

- 2 臨時委員会は、この法人の運営にあたり特に重要な事項の審議に限って設置し、その期間は2年を限度とする。

### (名称と職務)

第4条 この法人の常置委員会の名称及び職務は、別表1に掲げるとおりとする。

### (構成)

第5条 委員会の構成は委員長1名および委員若干名とする。

- 2 常置委員会の委員長は、理事をもって充てる。
- 3 臨時委員会の委員長は、原則として理事をもって充てる。

### (委嘱)

第6条 委員会の委員長は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

- 2 委員会の委員は、委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

### (任期)

第7条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 編集委員会の委員任期については別途定める。

### (報告)

第8条 委員会の委員長は、審議内容および活動状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、文書による理事長への報告および理事会での口頭報告とする。

### (経費)

第9条 委員会の活動にかかる経費は、この法人が負担する。ただし、委員は無報酬と

する。

(雑則)

第10条 この定款の他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

別表1.	
名 称	職 務
総務委員会	管理・運営に関する事項、規則に関する事項、選挙に関する事項、あり方に関する事項、事業計画、事業報告書の作成、その他庶務に関する事項 ホームページの作成と維持、情報処理、外部団体や社会に対する広報・宣伝に関する事項
財務委員会	予算案の作成、収支決算書の作成、その他、財務管理に関する事項
編集委員会	機関誌の編集と発行に関する事項
学術委員会	ガイドライン関連事項 国際的活動の計画、実行、国内他分野との交流・連携に関する事項

附 則

1 この細則は、この法人の成立の日から施行する。



# 一般社団法人日本脳卒中の外科学会

## 編集委員会細則

(目的)

第1条 この細則は、社団法人日本脳卒中の外科学会の定款第41条に基づく委員会のうち、編集委員会に関して必要な事項を定める。

(機関誌名)

第2条 この法人の機関誌は和文名「脳卒中の外科」 英文名「Surgery for Cerebral Stroke」とする。

(機関誌の発行)

第3条 この編集委員会の審査で掲載が適当と認められた和文、英文の論文を掲載する。  
2 原則として隔月、年6回発刊し、必要に応じて増刊号を発行する。

(編集委員会の構成)

第4条 編集委員会は編集委員長1名と編集委員10名で構成する。

(編集委員長)

第5条 編集委員長は、理事長が理事から選任する。

(編集委員)

第6条 編集委員は編集委員長が推薦し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。  
2 編集委員は原則として一般社団法人日本脳卒中の外科学会代議員から推薦する。  
3 編集委員会が特に認める場合は、2名以内の非代議員を編集委員に推薦することができる。ただしこれらはこの学会の会員であることを要する。

(編集委員の任期)

第7条 編集委員の任期は4年間とする。  
2 2年おきに半数(5名)の編集委員を改変する。

(編集委員会の業務)

第8条 編集委員会は以下の業務を行う。  
(1) 編集方針の決定  
(2) 投稿論文の査読

(編集委員会の開催)

第9条 編集委員長は年2回(春・秋)編集委員会を招集し、議長をつとめる。

- 2 編集委員会は編集委員長1名および編集委員10名中5名以上の出席をもって有効とする。
- 3 編集委員会には編集委員長および編集委員のほか、編集事務局代表、日本脳卒中の外科学会事務局代表、出版社代表が出席し編集委員長および編集委員の求めに応じ必要な説明をする。

(編集事務局)

第10条 編集委員長のもとに編集事務局を設ける。

(編集発行に要する費用)

第11条 編集業務に要する事務的経費および出版に関する費用は、一般社団法人日本脳卒中の外科学会が賄う。

(活動の報告)

第12条 編集委員長は理事会および総会において編集委員会活動について報告する。

附 則

- 1 この細則は、この法人の成立の日から施行する。

## 一般社団法人日本脳卒中の外科学会

### 学術総会会長選出に関する細則

#### (目的)

第1条 この細則は一般社団法人日本脳卒中の外科学会（以下「この法人」という）の第4条（2）にもとづく、年次学術総会の会長選出に関し、必要な事項を定める。

#### (選出方法)

第2条 理事会は次々々期学術総会会長を選出し、この法人の社員総会において報告する。

- 2 選出にあたっては理事会の全員一致を原則とするが、一致が得られない場合は、各理事（理事長含む）が各一票を有する選挙における過半数をもって選出する。

#### (選出の時期)

第3条 次々々期学術総会会長はその学会開催時期の3年前に選出する。

#### (被選出人の資格)

第4条 学術総会会長の被選出人の資格は以下とする。

- (1) 学会開催年の1月1日時点で65歳未満である
- (2) この法人の代議員である
- (3) 本学術総会会長を過去に経験していない

#### 附 則

- 1 この細則は、この法人の成立の日から施行する。